

## 旧規格消火器の交換について

### 【概要】

平成23年1月1日に施行された消火器の規格省令改正により、改正前に製造された消火器は「旧規格消火器」、改正後に製造された消火器は「新規格消火器」となりました。

旧規格消火器は、型式失効の消火器であるため、原則として消防法の規定により設置が義務づけられた建物へ設置できませんが、消火器については、火災発生時の初期消火のため、広く普及設置されていることから、改正時に設置されてる消火器については、特例として2021年（令和3年）12月31日まで継続して設置できることとされています。

建物に設置されている消火器について、以下の点を確認し、旧規格消火器がある場合は、2021年（令和3年）12月31日までに、新規格消火器へ交換しましょう。

### 【旧規格消火器と新規格消火器の主な違い】

#### ○ 旧規格消火器

- ・ 製造年が2011年（平成23年）以前の消火器
- ・ 適応火災のマークが「文字表示」
- ・ 設計標準使用期限の記載がない



#### ○ 新規格消火器

- ・ 製造年が2012年（平成24年）以降の消火器
- ・ 適応火災のマークが「絵表示」
- ・ 設計標準使用期限が記載されている。



問い合わせ先  
渋川広域消防本部  
予防課 0279-25-4193